

仕様書

1 事業・委託業務名

令和8年度チャレンジマインド育成事業 講師招聘業務委託

2 目的

- 急激に変化する社会に柔軟に対応する力と態度を身につけるために、児童のチャレンジマインドの育成を図るとともに、より質の高いキャリア教育を目指す。
- 起業家や著名人等による講話を通して、児童が自分の将来に夢や希望をもち、新しいことにチャレンジしていく意欲を育成する。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 履行場所

福岡市立小学校

5 委託業務の内容

起業家や著名人をゲストティーチャー（以下「G T」という。）として招聘し、講話や体験的な学習活動等の授業を行う。

授業の名称 「ゆめナビ授業」

(1) G Tの確保

- ・以下の要件に沿ったG Tを確保すること。
 - ①G Tは、事業の目的をよく理解し、目的に沿った講話や体験的な活動を伴った授業ができる人物であること。
 - ②起業家とは、新しい事業を自ら創造した者であり、児童が起業やチャレンジを身近に感じ、積極的に行動することができるような講話や体験的な活動を行う者であること。
 - ③著名人とは、特定の分野でよく知られている人物であり、自身の経験を伝えることで、児童が将来に夢や希望をもち、新しいことにチャレンジできるような講話や体験的な活動を行う者であること。

(2) 実施日の決定

- ・学校の実施日の意向を踏まえ、原則として実施日1か月前までに学校へ通知すること。

(3) 授業内容の打ち合わせ

- ・学校との授業内容の打ち合わせは、1校につき最低1回は行うこと。打ち合わせは、受託者が学校に連絡をして、実施すること。

- (4) 授業内容の企画
 - ・学校が希望する学年を単位とし、対象学校に少なくとも1名以上のG Tを派遣すること。
 - ・学校の意向を踏まえ、事業の目的に沿った授業内容を企画すること。
- (5) 授業で使用する資料等の作成
 - ・必要に応じて授業で使用する資料の作成を行うこと。
- (6) 授業計画の事前提示
 - ・授業実施前に、授業のねらい、構成、使用資料、児童の活動内容を整理した授業計画案を作成し、学校および教育委員会へ提示すること。
- (7) 連絡調整
 - ・授業実施日までのG Tとの連絡・調整は受託者が行うこと。
 - ・授業が円滑に進むように、学校との連絡・調整は受託者が行うこと。
 - ・必要に応じて、教育委員会と連絡・調整を行うこと。
- (8) 当日の授業の運営
 - ・受託者は、学校と協力し、会場の準備、撤収および授業運営を行うこと。
- (9) 授業を行ったG Tへの謝礼の支払
 - ・G Tへの謝礼支払は受託者が負担すること。
- (10) 事故等緊急時の対応
 - ・安全管理に必要な措置を講じ、事故・トラブル等発生時の連絡体制等を構築し、迅速に対応できるよう準備すること。

6 実施対象学校等

- (1) 対象学校
福岡市立小学校 10校（小学校146校の内、希望する学校から教育委員会で選定）
1回の対象児童は15人～300人程度
- (2) 対象学年
小学校5、6年（学校ごとに対象学年は異なる。）

7 実施日時等

- (1) 実施日
学校と協議し、学校の意向を踏まえて設定すること。
- (2) 実施時間
1校あたり2時限（90分程度）とする。
- (3) 指導の中止
以下のいずれかに該当する場合、協議の上、中止することができる。中止の場合は代替日について学校と協議し、必ず実行すること。
 - ①台風等の荒天や自然災害が発生した場合

- ②インフルエンザやコロナの流行等による感染症の拡大が予想される場合
- ③その他、事業の継続が困難と判断される場合

8 委託条件

- (1) 小学生が興味を持つ多様なG Tを確保でき、講話や活動を企画できるノウハウを有すること。
- (2) 講話に加え、児童が主体的に参加する対話的活動や体験活動を授業に取り入れる企画力・運営力を有すること。
- (3) 契約締結の日から令和9年3月19日までに10校で実施すること。ただし、学校側にやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

9 納品成果物

- (1) 以下の成果物を電子データで納品すること。
 - ア 授業で使用した資料データ
 - イ 福岡市教育委員会と協議し決定したその他の資料
 - ウ 授業前に提示した授業計画（最終版）
 - エ 授業で実施した対話活動・体験活動の内容が分かる記録
- (2) 成果物は電子データ（※オフラインでも閲覧可能な状態）及び紙媒体で2部納品すること。

10 その他

- (1) 授業内の講話は30分以内とし、残りの時間は児童の対話的な学びや体験活動を中心とした構成とすること。
- (2) 当該仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者の協議により決定すること。